

令和元年10月からの区分支給限度基準額の改正及び介護保険者証の 取扱いについて

令和元年10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、令和元年度の介護報酬改定が行なわれます。

令和元年10月以降の提供分については、改定後の単位数での算定になります。

※居宅介護（介護予防）サービス費等 区分支給限度基準額

	改定前	改定後（10月以降）
要支援1	5,003単位	5,032単位
要支援2	10,473単位	10,531単位
要介護1	16,692単位	16,765単位
要介護2	19,616単位	19,705単位
要介護3	26,931単位	27,048単位
要介護4	30,806単位	30,938単位
要介護5	36,065単位	36,217単位

※介護保険被保険者証の取扱いについて

介護保険被保険者証に区分支給限度基準額について記載がありますが、今回の変更による再交付は行いません。

令和元年10月以降については、お手持ちの被保険者証に記載された改定前の区分支給限度基準額を改定後の基準額に読み替えてご利用ください。

なお、10月以降に発行する介護保険被保険者証については、新たな区分支給限度基準額が記載してあります。

お問い合わせ
洞爺湖町役場 総務部健康福祉課介護保険グループ
☎0142-74-3001（直通）